

菊池恵楓園将来構想



菊池恵楓園将来構想検討委員会

目 次

将来構想「骨子」から将来構想へ	・・・	2
第1章 将来予測等に対する課題〔問題点〕	・・・	3
第2章 将来構想	・・・	4
第3章 テーマごとの問題点と具体策	・・・	
第1節 啓発	・・・	6
①. 各事業主体ごとの啓発	・・・	7
②. 各年齢階層ごとの啓発	・・・	8
③. テーマ別の啓発	・・・	10
第2節 介護・医療	・・・	11
①. 介護・医療の人員体制の確保	・・・	12
②. 恵楓園の施設・設備の充実	・・・	12
③. 退所者への医療の充実	・・・	13
第3節 社会化	・・・	14
①. 地域住民との交流の促進	・・・	15
②. 施設の一般市民への開放	・・・	16
③. 医療機関としての市民の利用	・・・	17
第4節 その他の課題	・・・	18
地域と共にある菊池恵楓園をめざして	・・・	19
参考資料		
菊池恵楓園将来構想検討委員会委員名簿	・・・	20
菊池恵楓園将来構想検討委員会審議経過等	・・・	21

将来構想「骨子」から将来構想へ

平成20年6月11日に、ハンセン病問題基本法と言うべき「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立しました。

この成立を受け、「国立療養所菊池恵楓園」「熊本県」「合志市」及び「恵楓園の将来を考える会（入所者自治会、ハンセン病違憲国賠訴訟原告団及びその支援団体等）」との間で園の将来構想を考えるための場の設置に関する協議を経て、平成20年11月26日に第1回の「菊池恵楓園将来構想検討委員会」を開催いたしました。その後平成21年3月24日の第5回目の「検討委員会」で「菊池恵楓園将来構想（骨子）」が承認されました。

「骨子」では、「入退所者及び園〔施設〕の将来予測」及び「市民アンケート結果」から課題及び問題点を整理するとともに、菊池恵楓園は、「今後もあくまでも国立の療養所である」ことを前提に、基本法の理念を踏まえ、「啓発」、「介護・医療」、「社会化」の3つのテーマを導き出し、「将来構想」の策定に繋げることにしました。

その後、平成21年4月1日に「基本法」が施行され、「骨子」をもとに、各団体及び検討委員がそれぞれに「将来構想」の策定に向けた取組をいただきました。

平成21年6月29日には、第6回目の「検討委員会」を再開し、平成21年10月末を「将来構想」の策定期限の目標と定め、3つのテーマについて、小グループごとにワークショップを行い、自由な発想で「将来構想」について議論を深めました。そうしたこれまでの取り組みを反映したこの「将来構想」にはできる限りの委員の思いが盛り込まれております。

今後は、前回策定した「骨子」から、今回策定した「将来構想」へと繋がり、自治体及び民間による菊池恵楓園の土地、建物等を活用して、この「将来構想」が、入所者の方々が、「地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができる」（ハンセン病問題基本法第3条）ための一助となるように切に願います。

平成21年10月30日

菊池恵楓園将来構想検討委員会 委員長 大住 清 昭

第1章 将来予測等に対する課題〔問題点〕

この章では、将来構想「骨子」第3章「入退所者及び園〔施設〕の将来予測」及び第4章「市民アンケート結果」から、将来構想策定に向けての課題及び問題点を整理しました。

将来構想策定に向けての課題及び問題点については、さまざまな事案が考えられますが、菊池恵楓園はあくまでも「療養所である」ことを前提として、将来構想の入所者のことを第一に考え今後の構想を体系だてて進めるために、「啓発」、「介護・医療」、「社会化」の3つのテーマとしました。

1 啓発

- ・ 将来構想「骨子」第4章「市民アンケート結果」から、恵楓園についての認知度として、「来たことがない」及び「入ったことはあるが、中のことは知らない」など約8割の方が詳しく知らない現状、入所者の状況・ハンセン病自体の認識も不足していることなど、「啓発」についての今後の課題が見出されました。

- ①. 各事業主体ごとの啓発(国・県・市町村)
- ②. 各年齢階層ごとの啓発(就学前・学校教育・社会教育)
- ③. テーマ別の啓発(施設・ハンセン病・入退所者)

2 介護・医療

・ 将来構想「骨子」第3章の「入退所者及び園〔施設〕の将来予測」から、入所者の減少に伴い介護・医療の人員体制については、人員の減少することが予測されます。そうした今後予想の下、ハンセン病問題基本法の理念に基づく介護・医療体制の確保に向けて、入退所者の方が十分な介護・医療を受けるための人員体制の確保が課題として考えられます。

- ①. 介護・医療の人員体制の確保
- ②. 恵楓園の施設・設備の充実
- ③. 退所者への医療の充実

3 社会化

・ 将来構想「骨子」第3章の「入退所者及び園〔施設〕の将来予測」から、入所者の減少に伴い現在利用されている施設も将来活用されなくなる可能性があり、また、活用される施設についても今後老朽化のため、建て替え等が必要となることから、施設毎の課題が見出されました。

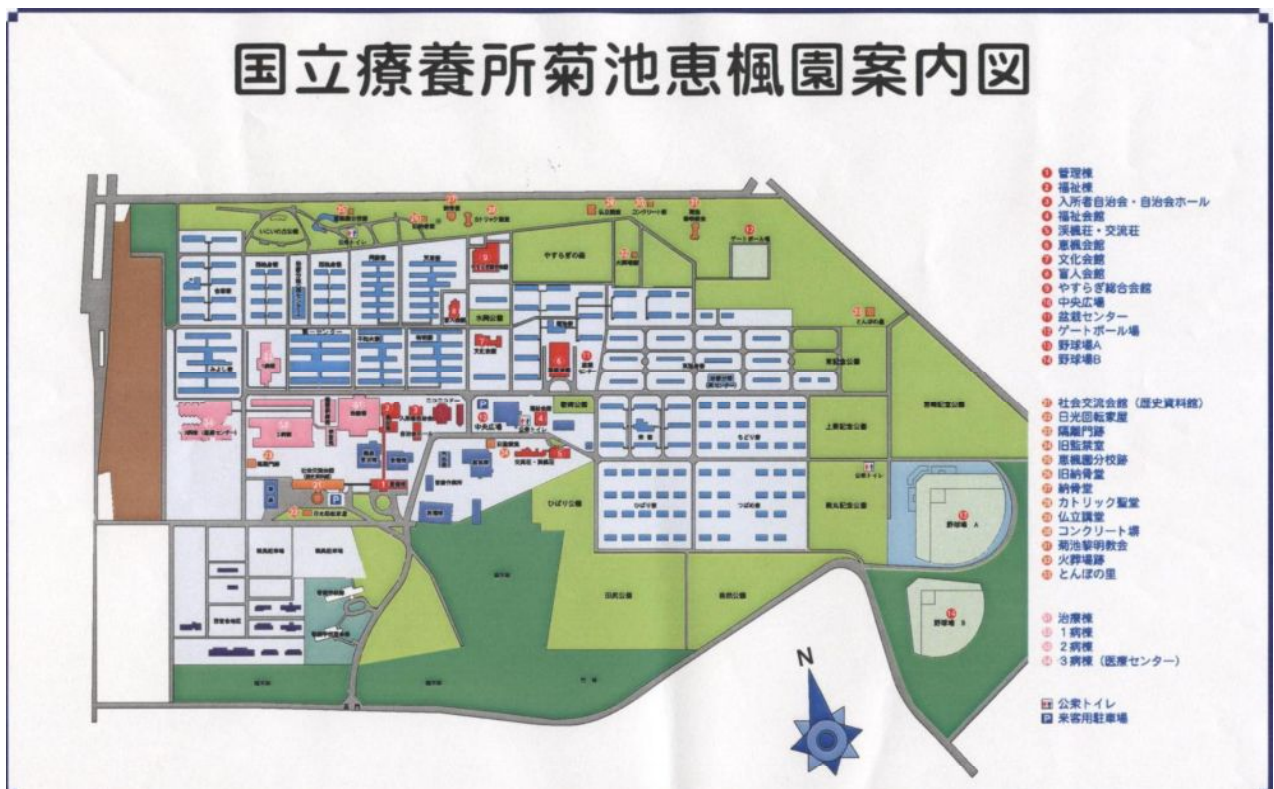
- ①. 地域住民との交流の促進
- ②. 施設の一般市民への開放
- ③. 医療機関としての市民の利用

第2章 将来構想

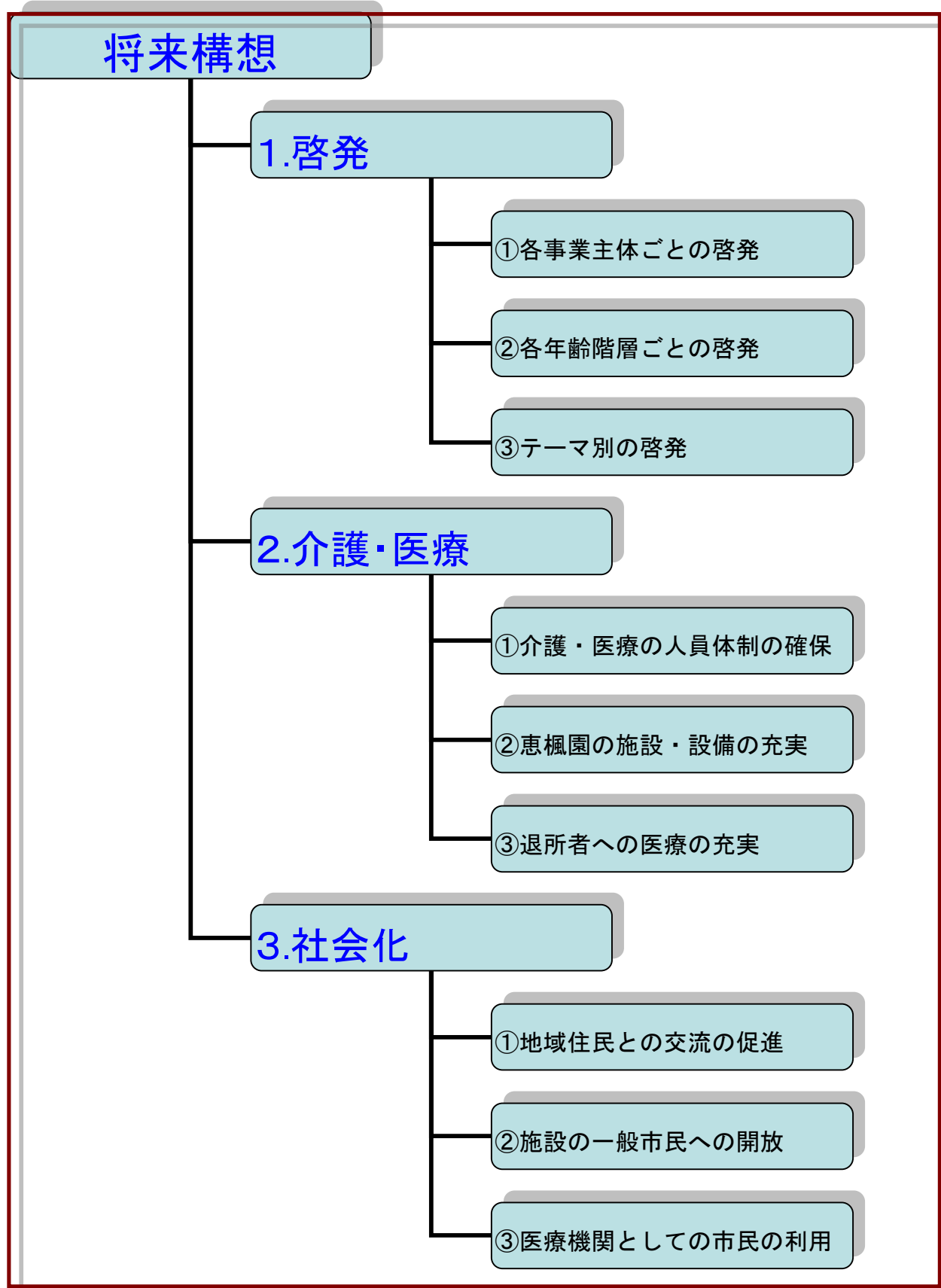
将来構想は、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の基本理念（法第3条）に基づき策定することが重要です。

その基本的な考え方としては、第1に、ハンセン病被害者が受けた「身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害を可能な限り回復すること」、第2に、「入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮すること」、第3に、「ハンセン病罹患患者であったことハンセン病に罹患していることを理由として、誰からも差別その他の権利利益が侵害されないこと」です。

このような基本的な考えを踏まえ、この章では、将来構想「骨子」第5章の「将来予測等に対する課題〔問題点〕」から導き出された「啓発」、「介護・医療」、「社会化」について、考えられる主なものをテーマ別に体系図として示しました。



菊池恵楓園将来構想体系図



第3章 将来構想におけるテーマごとの問題点と具体策

第1節

1 啓発

①各事業主体ごとの啓発
(国・県・市町村)

②各年齢階層ごとの啓発
(就学前・学校教育・社会教育)

③テーマ別の啓発
(施設・ハンセン病・入退所者)

啓発を進める上での基本的な考え方

ハンセン病問題を私たちの取り組むべき人権問題の1つとして捉える。

菊池恵楓園の歴史や時代背景への共通認識をもち、入退所者および家族が受けた差別や苦しみへの思いを共有しながら、菊池恵楓園の施設とともに差別を解消し、すべての人たちが心を解放するための開かれた療養所にしていく。

重点事項

- 園と関係が深い園外の医療刑務所跡地を人権学習の拠点施設としての整備を検討する。
- 園内の社会交流会館(歴史資料館)への学芸員の配置及び土日の利用を可能とするための複数職員の配置を検討する。
- ハンセン病とはどういう病であるか正しく理解してもらう。



①各事業主体ごとの啓発【国・県・市町村】

啓発手法

- * 啓発の手法としては、パンフレット・ガイドブックや啓発ビデオの作成配布。また、マスメディアの利用及び広報誌・IT・教本等を活用する。
- * 学校や事業所に対して、ハンセン病問題に関する歴史的背景を含め啓発を行うための研修会の開催を企画する。
- * 法律の専門的研修において、ハンセン病問題を必須研修項目として啓発する。
- * 行政職員や教育関係者の研修を進めることで、恵楓園への関心を高めていく。
- * 医療従事者に対し、ハンセン病に対する差別の歴史教育を行う。
- * [演劇]等参加型の取組みを通じて身近に感じる啓発活動を推進する。
- * ハンセン病に対する偏見や差別を社会から取り除くことが、一人ひとりに課せられた使命と捉え、ハンセン病について理解を深めていく。



施設活用

- * 社会交流会館に学芸員を配置し、歴史資料館としての活用を図り、隔離の実態(厚い壁)等を含め、歴史的資料についても研修等で利用できるようにするとともに、職員を複数配置し土日の利用も可能にする。
- * 菊池恵楓園との関係が深い医療刑務所跡を人権啓発センター等の交流啓発を行う拠点施設として整備を行い、利活用を図る。
- * 園内に宿泊の出来る滞在型の施設を整備して、啓発教育に取り組む。
- * 恵楓園全体を使った啓発活動に取り組む(恵楓の森公園等)
- * 施設を利用したイベントを実施することにより啓発を進める。

②各年齢階層ごとの啓発【就学前・学校教育・社会教育】

総論

- * 教育機関において、低年齢層から人権や福祉を中心とした指導教育を行う。
- * 各年齢階層に合わせた分かりやすい説明に心がける。《年齢階層に合わせた啓発教材(ビデオ・リーフレット等)》
- * 教育現場などでの出前講座を実施する。
- * 自然なかかわり方を重視した啓発を進める。



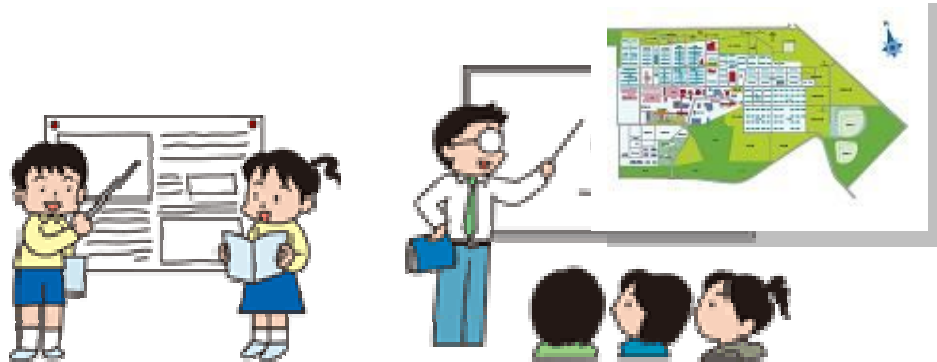
就学前

- * 親と共に施設交流を進める。
- * 遠足等の自然なかかわり方の中で進める。
- * 園内に児童館等を設置して、親子での学習の機会を提供する。
- * 保護者連絡協議会や保育士等の研修を実施する。



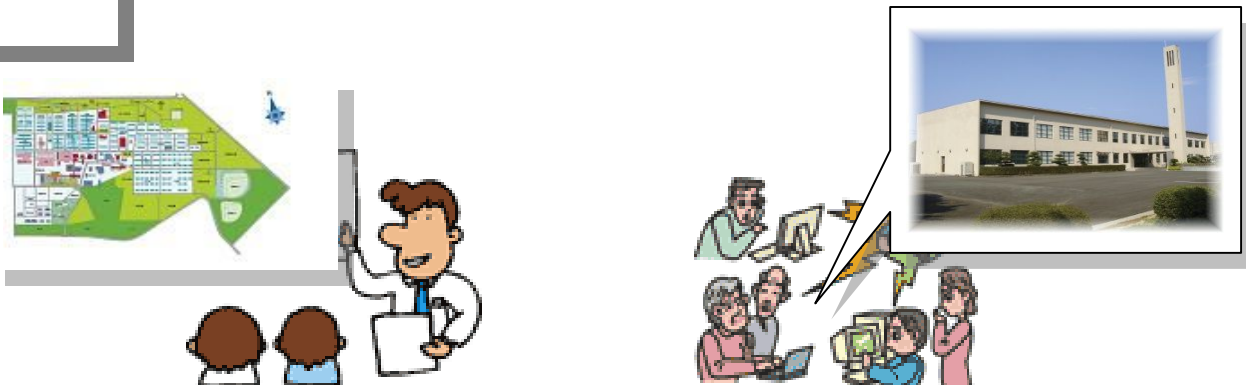
学校教育

- * 菊池恵楓園を訪問したり、関係者による講話を聞くなどの方法により、ハンセン病問題について正しく理解する人権教育を児童生徒の発達段階に応じて実施する。
- * 現在行われている小学校の遠足等を通じた交流については、現在の自然なかかわり方を重視した啓発の進め方をする。
- * 教師も指導者として菊池恵楓園に学び、ハンセン病や元患者等に対する偏見や差別について正しく理解する。



社会教育

- * 園内の施設を利用して、広く専門的な学習の機会を提供するとともに社会化につながる啓発教育を進める。
- * 子どもの文化活動などを通じて啓発を進める。
- * ボランティアの受入れを通じて積極的な啓発に努める。
- * ハンセン病に対する理解が十分でない方に対しては、歴史的背景を含め偏見差別を無くす啓発のあり方を考える。



③テーマ別の啓発【施設・ハンセン病・入退所者】

施設

- * 国立療養所としての施設そのものを、入退所者の方々が過ごしてきた歴史とともに知らせていく。
- * 施設を利用した生涯学習講座等を開講することで啓発を進める。
- * 市民の施設見学については、基本的なルールを確立して、出来る範囲で、医療施設や居住棟(空室)についても見学の機会を検討する。

ハンセン病

- * ハンセン病について正しく理解してもらう。
(発症率・治療薬・後遺症・二次被害・治療薬がない時代の苦しみ)
- * ハンセン病差別について、改めて向き合う啓発を行う。
- * ハンセン病対策についての世界的な歴史を正しく伝える。



入退所者

- * 花見や夏まつりなど市民と入退所者との交流を通じた啓発を図る。
- * 入退所者や家族の思いを知ってもらう啓発を進める。
- * 入退所者が勝ち取ってきた歴史を語っていく。

第2節

2 介護・医療

介護・医療の問題は、
国の基本的政策であり、
構想においても、そのこ
とを基本とする。

①介護・医療の人員体制の確保

②恵楓園の施設・設備の充実

③退所者への医療の充実

介護・医療についての課題

介護・医療については、入所者の最後の一人になった方を、一人ぼっちにさせないためにどうやったらいいか皆で考え、入所者の最後の一人まで安心した医療体制の確保につなげる論議を深めていく。

重点事項

- 入所者の療養生活を支える職員の安定的な処遇と人員体制の確保を図る。
- 退所者が園で入院治療ができる制度の構築を検討する。



①介護・医療の人員体制の確保

- 入退所者の方々が、安心できる介護・医療を受け、安らかな園での生活を送るためには、医療従事者や介護職員等との信頼関係が必要であることから、今後も人員体制の確保を図る必要がある。

②恵楓園の施設・設備の充実

1. 園の施設(例えば恵楓会館)を可能な限り入所者と一般市民が積極的に活用することで、入所者のための施設の充実を図ることを検討する。
(ただし、現在の施設管理において、維持経費等を含め様々な問題があることを共通認識する必要がある。)
2. 目的を終えた既存施設の活用を図ることで、介護・医療の確保を図る施策を検討する。
3. 入所者の方々の気持ちを最優先に考えた園の継続には何が必要かなど、様々な観点から検討を重ね具体策を論議することで、将来構想へとつなげていく必要がある。

事業例

介護保険施設

(介護療養型医療施設・介護老人保健施設・介護老人福祉施設)

地域密着型サービス

(特定施設入居者生活介護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護・認知症対応型共同生活介護)

介護・予防給付サービス

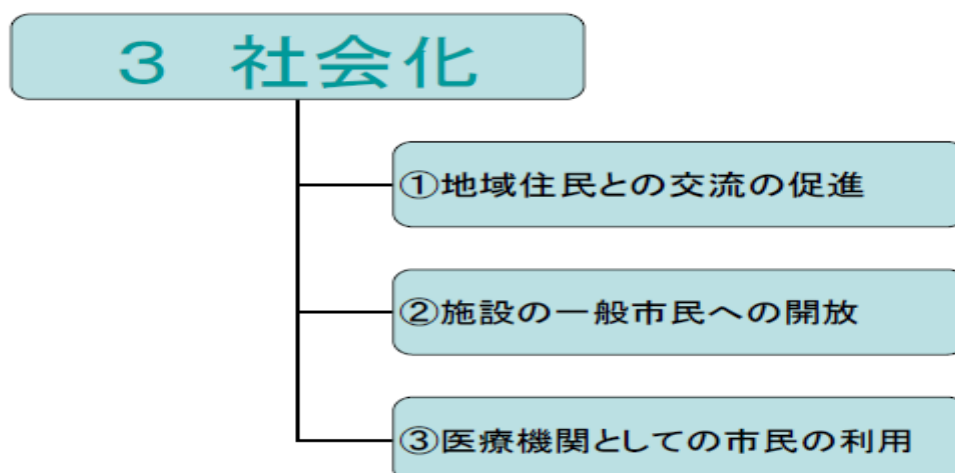
(通所リハビリ・通所介護等)

③退所者への医療の充実

1. 退所者について、入院制度を検討する。



第3節



社会化を進めるための課題

- * 社会化するにあたっては、まず施設について国立療養所としての位置づけと入所者の方々の現状を十分理解し偏見や差別の解消を前提とする。
- * 菊池恵楓園を地域社会の中の療養所として受け入れていく。
- * 【ハンセン病問題の解決の促進に関する法律】の趣旨に則り、市民と共にある社会化を検討する。
- * 啓発事業や社会化のためのコーディネーターを設置する。
- * 電鉄御代志駅周辺整備や農業公園との一体化した社会化を検討する。

重点事項

- 保育サービスなどの児童福祉施設や、介護サービスなどの高齢者・障害者(児)福祉施設など、地域福祉の向上に貢献する施設の誘致を検討する。



①地域住民との交流の促進

- * 現実的に交流できる方々は限定的であり、交流事業のメニュー化と利用規定を明確にし、ハンセン病回復者支援ボランティアコーディネーターを設置して、交流事業の調整を図る。
- * ボランティアガイドのようなボランティア活動を進める。
(ガイド、清掃など、医療労働以外の分野)
- * 子どもたちの施設見学の積極的受け入れや、大学サークルに対する情報発信のサポートなども行なって、世代間の交流を進める。
- * 園で行われている花見・盆おどり・ゲートボール・絵画教室、カラオケ等恵楓園で培われた歴史・文化を生かし、一時的な交流ではなく、園外も含めた一緒に歩む相互交流活動を推進する。
- * 入退所者の方が、親しみやすく参加しやすい地域交流事業(カフェ・展示会・上映会)を実施する。



②施設の一般市民への開放

- * 利用可能な施設を含めゾーニングを行い、市民への施設の利用規定を明確にし、管理機関の設置を含め運営方法を検討する。
- * ゾーニングについては、入所者と市民が無理なく自然に出会い、気軽に触れ合い、地域に溶け込むことを検討する。
- * 既存施設をセミナーハウスや宿泊施設として活用し、学生等の研修・研究者を支援する。
- * 児童福祉事業の展開により既存の施設や公園でのレクリエーション活動を推進する。(一時保育等を実施する)
- * 高齢者福祉事業として、デイサービスセンター等の利用を検討する。
- * 障がい者福祉事業として、療育センター・授産所、作業所等の施設としての利用を検討する。
- * 耐用年数等を勘案し低所得者や一人暮らしへの住宅の提供に対し自治体等からの要望を検討する。
- * NPO 法人等の事業展開に対して、施設利用を検討する。



③医療機関としての市民の利用

●将来市民のために、自治体等による次のような医療機関としての運営を検討することがのぞましい。

1. 恵楓園の今後の利用可能な医療施設の検討を行う。
2. 再春荘との連携による地域医療の検討を行う。
3. 恵楓園の皮膚科等の特長ある医療の活用を検討する。
(慢性皮膚疾患等)
4. 緩和ケア病棟の設置を検討する。



イメージ図



第4節

その他の課題

- * 歴史的施設の保全のあり方や方向性について検討する。
- * 最終的な施設の管理運営方法について検討する。
- * 納骨堂の問題は重要である。最後の一人が亡くなった後も続く問題である。



地域と共にある菊池恵楓園をめざして

「将来構想」では、「啓発」、「介護・医療」、「社会化」の3つの大きなテーマ及び「その他の課題」で、アイデア段階のものも含め55項目の内容が盛り込まれました。

まず、啓発については、ハンセン病問題を様々な人権問題のひとつとして、入退所者の苦しみや、思いを共有しながら、市民と共にある啓発を行うことが必要であると考えます。

また、介護・医療については、入所者を一人ぼっちにさせないためにどうやったらいいのかを皆で考え、退所者も含め最後まで安心した医療体制の確保に繋げる論議を深めていくこととしています。

最後に、社会化にあたっては、まず施設について国立療養所としての位置づけと、入所者の方々の現状を十分理解し偏見や差別の解消を前提に菊池恵楓園を地域社会の中に共にある療養所として受け入れていくことをめざす必要があります。

しかしながら、実現に向けては、「現行の制度改正」や「利用指針」への対応など新たな問題の解決が必要となりますが、入所者の方々が地域社会から孤立することなく安心して生活ができるためには「基本法」の理念を踏まえて策定した「将来構想」の実現が是非必要です。

従って、今後は国、県、市町村、市民等が、それぞれの立場で、それぞれの役割を果たし、実行に移すことが重要だと考えます。

最後になりますが、今後も「自治会」及び委員各位、更には報道各社の協力を切に望みます。

菊池恵楓園将来構想検討委員会

菊池恵楓園将来構想検討委員会委員名簿

(委員会)

平成21年5月1日現在

No.	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	恵楓園入所者 自 治 会	副 会 長	志 村 康	
2		福祉委員	稲 葉 正 彦	
3	恵楓園の将来を 考 え る 会	ひまわりの会(熊本退所者の会)	中 修 一	
4		ハンセン病市民学会事務局次長	遠 藤 隆 久	市 民 学 会
5		弁 護 士	国 宗 直 子	国 賠 弁 護 団
6		国賠恵楓園原告団事務局代表	阿 部 哲 雄	国 賠 原 告 団
7		全医労恵楓園支部長	加 茂 田 文 則	全 医 労 支 部
8		全医労恵楓園副支部長	堀 田 徹 也	全 医 労 支 部
9	合 志 市 市 議 会	議 長	柏 尾 武 二	
10		健康福祉常任委員会委員長	来 海 恵 子	
11	菊池郡市医師会	合志市福祉事務所嘱託医	柴 田 堅 一 郎	
12	合 志 市 区 長 連 絡 協 議 会	会 長	白 井 哲 哉	市 嘱 託 員
13	合志市部落差別 等をなくし人権を 守る審議会	委 員	増 永 幸 一 郎	西合志南中 学 校 校 長
14	合 志 市 社 会 福 祉 協 議 会	事 務 局 長	成 瀬 裕 二	
15	合 志 市 役 所	合志市長	大 住 清 昭	
16		総務企画部長	齋 藤 正 昭	
17		健康福祉部長	合 志 良 一	
18		教育委員会事務局教育部長	山 戸 宇 機 夫	
19	熊 本 県	健康づくり推進課長	岩 谷 典 学	
20		菊池地域振興局次長	田 中 浩 二	
21	菊池恵楓園(国)	副園長	野 上 玲 子	
22		会計課長	山 下 洋 一	

(オブザーバー)

No.	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	熊本県立大学	教授	中 島 熙 八 郎	

菊池恵楓園将来構想検討委員会審議経過等

(1) 審議経過

西暦	和 暦	出 来 事
2008	平成20年6月11日	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律制定
	平成20年8月3日	ハンセン病国賠訴訟提訴10年・基本法成立記念集会
	平成20年8月19日	合志市・恵楓園の将来構想を考える会懇談会
	平成20年9月30日	第1回恵楓園将来構想検討会代表者会議
	平成20年10月16日	第2回恵楓園将来構想検討会代表者会議
	平成20年11月6日	第3回恵楓園将来構想検討会代表者会議
	平成20年11月15日	菊池恵楓園と合志市の将来を考える市民意識調査発送
	平成20年11月26日	第1回恵楓園将来構想検討委員会
	平成20年11月28日	菊池恵楓園と合志市の将来を考える市民意識調査締切
	平成20年12月15日	第2回恵楓園将来構想検討委員会
2009	平成21年1月28日	第3回恵楓園将来構想検討委員会
	平成21年2月24日	第4回恵楓園将来構想検討委員会
	平成21年3月24日	第5回恵楓園将来構想検討委員会「骨子」承認
	平成21年4月1日	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行
	平成21年6月29日	第6回恵楓園将来構想検討委員会
	平成21年7月27日	第7回恵楓園将来構想検討委員会
	平成21年8月24日	第8回恵楓園将来構想検討委員会
	平成21年9月30日	第9回恵楓園将来構想検討委員会
	平成21年10月30日	第10回恵楓園将来構想検討委員会

事務局

事務局 合志市役所		
健康福祉部	福祉課 (メール) fukushi@city.koshi.lg.jp	社会福祉班 (電話) 242-1149
総務企画部	企画財政課 (メール) kikaku@city.koshi.lg.jp	政策企画班 (電話) 248-1813
教育委員会事務局	人権啓発教育課 (メール) jinken@city.koshi.lg.jp	啓発教育班 (電話) 242-1190

合志市役所

合志庁舎

〒861-1195 熊本県合志市竹迫 2140 番地
電話:096-248-1111 FAX:096-248-1196

西合志庁舎

〒861-1193 熊本県合志市御代志 1661 番地 1
電話:096-242-1111 FAX:096-242-3129